

衆議院文部科学委員会ニュース

【第204回国会】令和3年4月7日（水）、第9回の委員会が開かれました。

1 文化財保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）

- ・萩生田文部科学大臣、丸川国務大臣（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当）、三谷文部科学大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、立民、公明、共産、維新、白須賀貴樹君（無））
（参考人）公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック
競技大会組織委員会副事務総長 布村幸彦君
（質疑者）神山佐市君（自民）、浮島智子君（公明）、谷田川元君（立民）、吉良州司君（立民）、畑野君枝君（共産）、青山雅幸君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

神山佐市君（自民）

文化財保護法の一部を改正する法律案について

- ア 文化財保護法における民俗文化財の定義
- イ 本法律案により新設する登録制度と従前からある記録選択制度との相違
- ウ 無形の文化財の登録制度を円滑に推進するために文化庁の体制を充実させる必要性
- エ 保護を図る無形の文化財の裾野が広がり、その登録基準が曖昧になる可能性
- オ 無形の民俗文化財に分類される民俗技術の定義
- カ 宗教的側面を持つ無形の民俗文化財を国が保護することへの懸念についての文部科学省の見解
- キ 無形の民俗文化財の伝承が危ぶまれる中、その保護を図るための方策についての萩生田文部科学大臣の見解

浮島智子君（公明）

文化財保護法の一部を改正する法律案について

- ア 無形の文化財の登録制度を新設するに至った経緯
- イ 地方公共団体における文化財の地方登録制度を促進する必要性
- ウ 無形の文化財の登録制度を円滑に実施するための専門人材の確保に向けた方策
- エ 文化財修理に必要な保存技術の人材育成、用具・原材料の確保を計画的に進めていく必要性

谷田川元君（立民）

（1） 文部科学省提出法案における誤りについて

- ア 令和3年3月24日の文部科学委員会理事会の時点で三谷文部科学大臣政務官が誤りを把握していたことの確認
- イ 同理事会で三谷文部科学大臣政務官が誤りについて説明を行わなかった理由
- ウ 説明を行わないまま法案審議を進める意図の有無
- エ 誤りが生じた主な原因及び再発防止策

（2） 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の会場運営に係る業務委託契約について

- ア 業務委託契約の件費単価に係る令和3年4月1日の毎日新聞の報道内容について、丸川国務大臣が大会組織委員会に事実確認を行ったか否かの確認

- イ 大会組織委員会がホームページ上で示した同報道に対する説明について、丸川国務大臣は納得しているか否かの確認
 - ウ 丸川国務大臣が大会組織委員会の理事を務めていた期間に、同理事会における人件費についての説明の有無
 - エ 大会組織委員会が業務委託契約の内容及び人件費の積算根拠を開示する必要性
 - オ テストイベントの会場運営に係る業務委託を競争入札で行いながら、本大会の会場運営に係る業務委託を随意契約とした理由
 - カ 大会経費についてできる限り情報を開示すべきとの意見に対する丸川国務大臣の見解
 - キ ネット番組で放送された「会場運営委託業務延期対応見込額一覧」が大会組織委員会の作成資料であることの確認及びその真偽を本委員会に報告する必要性
 - ク 大会組織委員会理事会において人件費の積算根拠を説明する必要性
 - ケ 同報道及び今回の質疑を踏まえた会計検査院における対応方針
- (3) 文化財保護法の一部を改正する法律案について
- ア 文化財の災害復旧に係る補助金に関し、地方指定の文化財についても国と同様に事前着工を対象に含める必要性
 - イ 地方登録の文化財を国の文化財登録原簿に登録することを提案する際に、市町村教育委員会が都道府県教育委員会に事前の相談を行う必要がないことの確認
 - ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた文化芸術関係者の支援のため、アメリカのニューディール政策の一環として行われたフェデラル・ワンのような大胆な政策を講じる必要性

吉良州司君（立民）

- (1) 核融合エネルギー研究開発について
- ア ITER計画及び国内の幅広いアプローチ（BA）活動の進捗状況
 - イ 米中覇権争いの激化及び米露関係悪化によるITER計画への影響の有無
 - ウ 核融合エネルギー研究開発を着実に推進する必要性及び核融合発電の実現に向けた萩生田文部科学大臣の覚悟
- (2) 対中国戦略として行ってきた「元素戦略プロジェクト」の成果
- (3) 文化財保護法の一部を改正する法律案について
- ア 本法律案の目的
 - イ 地域振興にも資する無形の民俗文化財に対する支援をより充実すべきとの意見に対する萩生田文部科学大臣の見解

畑野君枝君（共産）

- (1) 今回の文化財保護法の一部を改正する法律案の趣旨
- (2) 文化遺産の持つ意義について
- ア 第3回国連防災世界会議の枠組みの中で再確認された、東日本大震災からの復興過程におけるコミュニティの再建に対して文化遺産の持つ意義の具体的内容
 - イ 地域の人々に生きる力を与える文化遺産の持つ積極的意義に対する萩生田文部科学大臣の認識
- (3) 独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所について
- ア 平成19年度と令和3年度の同研究所に対する運営費交付金の額
 - イ 予算増、定員増等必要な予算を確保する必要性
- (4) 文化財保護法の一部を改正する法律案について
- ア 本法律案成立により見込まれる無形文化財及び無形の民俗文化財の今年度の登録件数及び今年度予算における支援額

- イ 地方登録制度が法律上規定されることによる地方への財政支援の仕組みの変化
- ウ 地方への財政支援を抜本的に強化する必要性
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による公演等の中止に対する支援の必要性
- (6) 平成 30 年の文化財保護法改正に基づき文化財保存活用大綱を策定した都道府県数、文化財保存活用地域計画を策定した市町村数及び国に登録の提案がなされ登録された文化財件数
- (7) 文化財の専門的な知識や経験を持つ専門人材の配置について
 - ア 平成 29 年に行われた「地方公共団体における文化財保護行政の現状に関する調査」における専門人材の配置状況について
 - a 記念物、埋蔵文化財に関する専門人材の都道府県、一般市、町及び村の平均配置人数
 - b 無形文化財に関する専門人材の都道府県、一般市、町及び村の平均配置人数
 - イ 文化財の専門人材の配置を自治体任せにすることの是非
 - ウ 公立博物館における学芸員設置基準を見直し、文化財保護を担うにふさわしい体制を再構築する必要性

青山雅幸君（維新）

- (1) 文化財保護法の一部を改正する法律案について
 - ア 文化庁の指定に至っていない地域固有の無形文化財の保護、記録保存の状況
 - イ 無形文化財の記録のため、プラットフォーム構築の必要性に対する萩生田文部科学大臣の見解
- (2) 医学部医学科の入学定員について
 - ア 医師の地域偏在を解消するために医学部医学科の入学定員を増加させる必要性
 - イ 医師の診療科目の偏在を解消するための再教育の必要性
- (3) 新型コロナウイルス感染予防としてのマスク着用について、過剰な規制により子供たちが心身の不調をきたさないよう、文部科学省の衛生管理マニュアルを自治体に周知する必要性
- (4) 制作から 50 年を経過していない現代美術作品の保護の考え方